

保育所・幼稚園・認定こども園 ガイドブック



クラス	対象
0歳児クラス	R7. 4. 2以降の生まれ
1歳児クラス	R6. 4. 2～R7. 4. 1生まれ
2歳児クラス	R5. 4. 2～R6. 4. 1生まれ
3歳児(年少)クラス	R4. 4. 2～R5. 4. 1生まれ
4歳児(年中)クラス	R3. 4. 2～R4. 4. 1生まれ
5歳児(年長)クラス	R2. 4. 2～R3. 4. 1生まれ

■ 保護者の方へお願い

入所申込み後、以下のように変更が生じた場合は、町役場子育て支援課へ必ずご連絡ください。

- ①住所が変わった場合(町内での転居、町外への転出、など)
- ②家族の状況に変化が生じた場合(離婚・再婚・保護者の変更)
- ③保護者が退職・就職・転職したとき
- ④保護者の保育の事由が変更となる場合
- ⑤入所の申し込みを取り下げるとき

※虚偽の申請の場合には退所となりますのでご注意ください。



富士河口湖町 子育て支援課
0555-72-1174

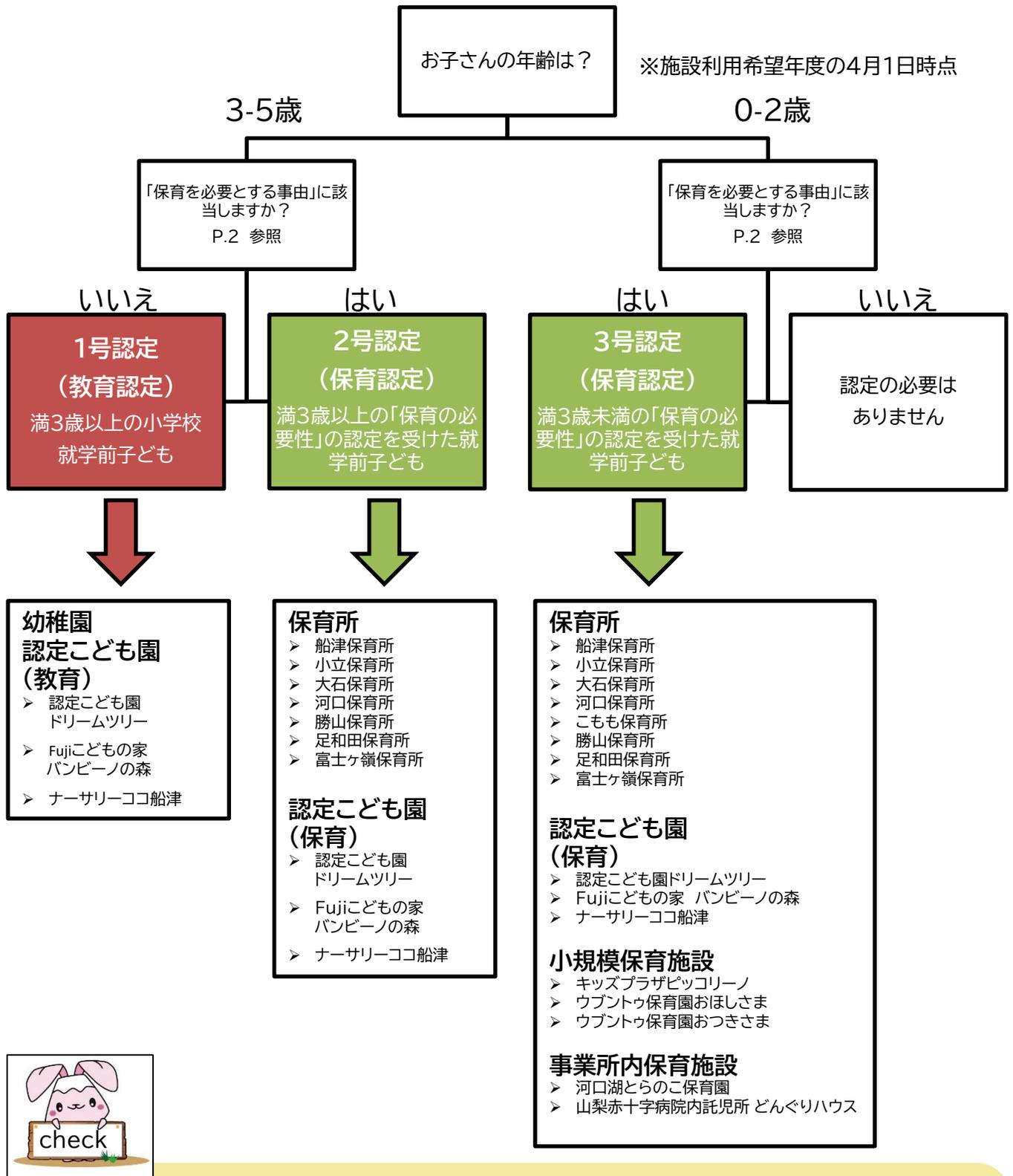


申請書類のダウンロードはこちら

目次

1. 認定区分と利用できる施設
2. 「保育認定」を受けるための保護者の事由
3. 町内教育・保育施設一覧
4. 近隣市町村教育施設一覧
5. 利用手続きの流れ
6. 町外保育施設に申し込む場合
7. 富士河口湖町の幼児教育・保育の無償化
8. 保育時間(保育の必要量)について
9. 申請に必要な書類
10. 保育の必要性を証明する書類
11. 【記入例】支給認定申請書兼施設利用申込書・表
12. 【記入例】支給認定申請書兼施設利用申込書・裏
13. 就労証明書について
14. 【記入例】就労状況申告書
15. 【記入例】保育の必要性の申立書
16. 【記入例】給与明細貼り付け用紙
17. 【記入例】マイナンバー記入用紙
18. 【例】本人確認書類等貼付け票
19. 【記入例】管外保育を希望する理由書
20. 保育施設を利用する際の確認事項
21. 保育認定理由 指数表
22. 選考優先順位
23. 富士河口湖町の子育て支援
24. 認可外保育施設
25. 一時預かり事業
26. おうち子育て応援事業
27. 給食費支援事業 1
28. 給食費支援事業 2
29. 幼稚園・認定こども園(教育)の預かり保育 1
30. 幼稚園・認定こども園(教育)の預かり保育 2
31. ファミリー・サポート・センター 1
32. ファミリー・サポート・センター 2
33. つどいの広場
34. ふじかわぐちこ子育て応援事業
35. 病児・病後児保育
36. よくある質問 Q&A ～申請関係～
37. よくある質問 Q&A ～就労証明書関係～
38. よくある質問 Q&A ～証明・給与明細関係・その他～
39. 受付日程・町立保育所見学

認定区分と利用できる施設



「保育認定」を受けるための保護者の事由(「保育の必要性」)

保育を必要な理由(保護者全員がどれかに該当している必要があります)	
1	就労 会社や自宅を問わず、週3日以上かつ月48時間以上働いているとき
2	妊娠・出産 出産の準備や出産後の休養が必要なとき ※「妊娠・出産」の事由における認定の有効期間は 出産日から起算して2か月前に属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで です。※認定期間終了後は退所になります。
3	疾病・障がい 病気・けがのため保育を必要とするとき
4	同居親族の介護・看護 同居又は長期入院している親族の介護・看護をしているとき
5	災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっているとき
6	求職活動 起業準備を含む。認定期間は約90日間。延長はできません。 ※4月から入所希望の場合の認定期間は6月30日までです。
7	就学 大学や高等専門学校、職業訓練校等の専修学校に通っているとき
8	虐待や配偶者等からのDVのおそれがある
9	育児休業中の継続利用 新規申請時は該当無し ※新たに保育認定を申請する場合は該当しません。既に就労で認定を受けてた場合に限りです。
10	家庭内で未満児を保育している 入所希望児童が年少クラス以上かつ家庭内で未満児(0-2歳児)を保育しているとき



内定から入所までの間や入所後に保護者の事由が変更となる場合は、必ず手続きをしてください。

申請時と状況が著しく異なる場合には、適切な理由がない限り虚偽の申請として退所となります。

(育休明けの離職や転職 就労時間の大幅な減少などは退所になる可能性があります。)

「保育の必要性」は、年に1回 翌年度の継続利用希望と併せて、現況確認を行いますのでご注意ください。

町内教育・保育施設一覧

町内の教育・保育施設の紹介です。

受入年齢は利用希望年度の4月1日時点の年齢です。

	施設名	所在地	受入年齢	施設区分	電話番号
公立	船津保育所	船津6760-1	1-5	保育所	72-2007
	小立保育所	小立1824	1-5	保育所	72-1646
	大石保育所	大石1396	1-5	保育所	76-7754
	河口保育所	河口3	1-5	保育所	76-7617
	こもも保育所	船津3333	0-2	保育所	83-3323
	勝山保育所	勝山4136-1	0-5	保育所	83-2124
	足和田保育所	長浜2409	1-5	保育所	82-2954
	富士ヶ嶺保育所	富士ヶ嶺1212	0-5	保育所	89-2024
私立	認定こども園 ドリームツリー	小立5699-1	0-5	認定こども園	72-5522
	Fujiこどもの家 バンビーノの森	勝山3407-1	3-5	認定こども園	72-9995
	認定こども園 ナーサリーココ船津	船津5119-2	0-5	認定こども園	83-3525
	キッズプラザピッコリーノ	小立3313-1	0-2	小規模保育施設	75-1135
	ウブントゥ保育園 おほしさま	小立8017-1 フォレストモール内	0-2	小規模保育施設	72-9660
	ウブントゥ保育園 おつきさま		0-2	小規模保育施設	72-8448
	河口湖とらのこ保育園※	船津2211-5	0-2	事業所内保育施設	72-9558
山梨赤十字病院内託児所 どんぐりハウス	船津6663-1 山梨赤十字病院内	0-2	事業所内保育施設	72-2222	



- 富士河口湖町では、0歳児の受入は生後6カ月以降(首が座ったタイミング)となります。
例) 9月15日生まれの場合 → 3月15日で6カ月 → 4月～受入可能
- 事業所内保育施設については、従業員枠の児童で定員に達する場合、地域枠の受入はありません。
- 河口湖とらのこ保育園ではアレルギー対応食の提供ができません。お弁当持参にてご対応していただきます。

近隣市町村教育施設一覧

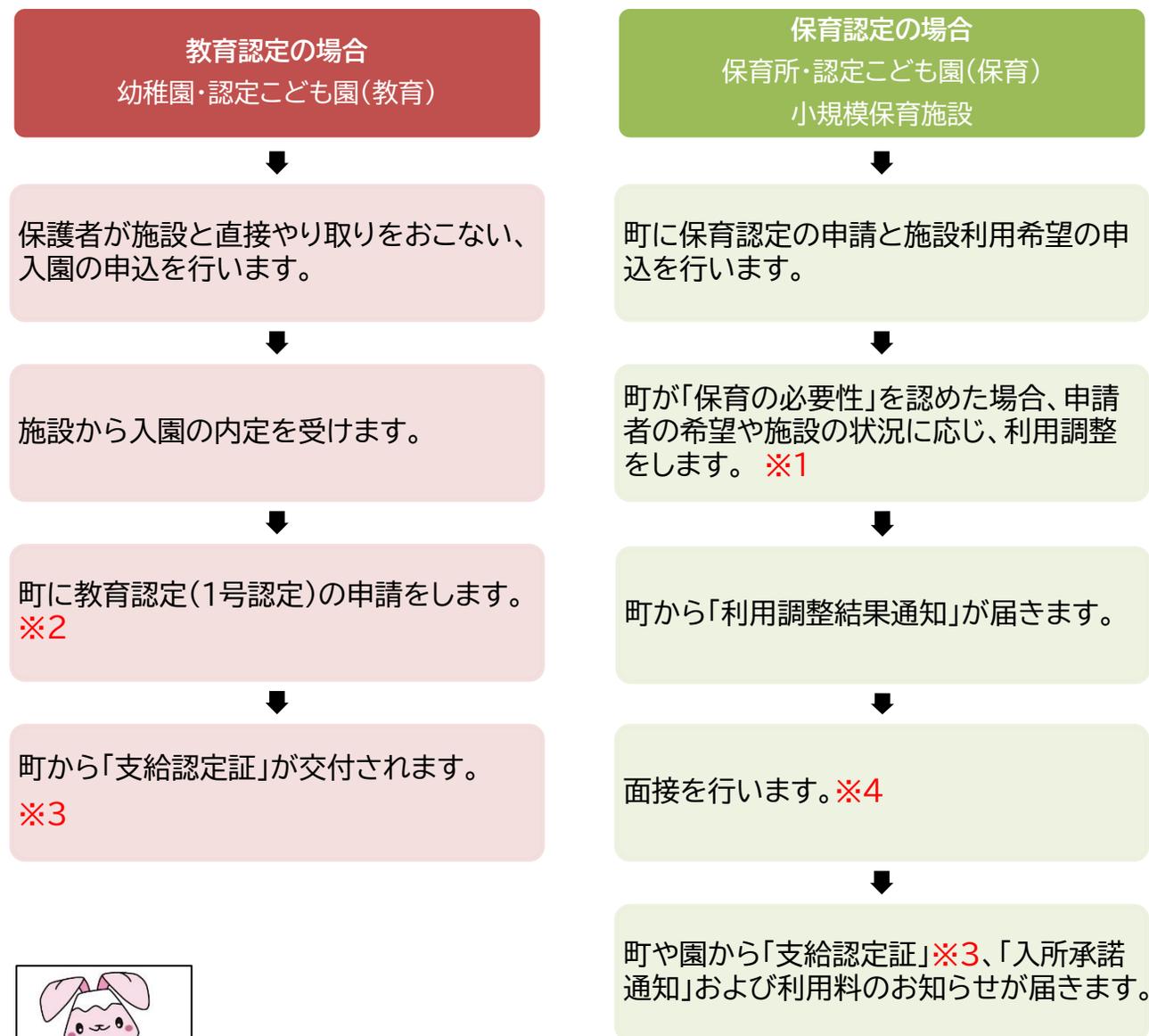
施設名	所在市町村	施設区分	電話番号
月江寺幼稚園	富士吉田市	幼稚園	22-0697
小さき花幼稚園	富士吉田市	令和8年度 認定こども園移行予定	22-1409
新倉幼稚園	富士吉田市	認定こども園	23-5753
聖徳幼稚園	富士吉田市	認定こども園	22-0099
富士保育園	富士吉田市	認定こども園	22-0971
ナーサリーココ	富士吉田市	認定こども園	72-9841
ウブントウ富士の森	富士吉田市	認定こども園	22-5678
ウブントウ忍野の森	忍野村	認定こども園	84-1115



- 教育認定(1号認定)で町外の幼稚園・認定こども園を利用する場合、自治体間の協議はありません。P.5「利用手続きの流れ」のとおりです。
- 私立園(町内・町外問わず)の見学や説明会を希望される方は、直接園にお電話ください。
- 教育認定(1号認定)で施設を利用しながら、「保育の必要性」が証明できる場合には「預かり保育事業」においても無償化の対象となる場合があります。詳細はP.29へ

利用手続きの流れ

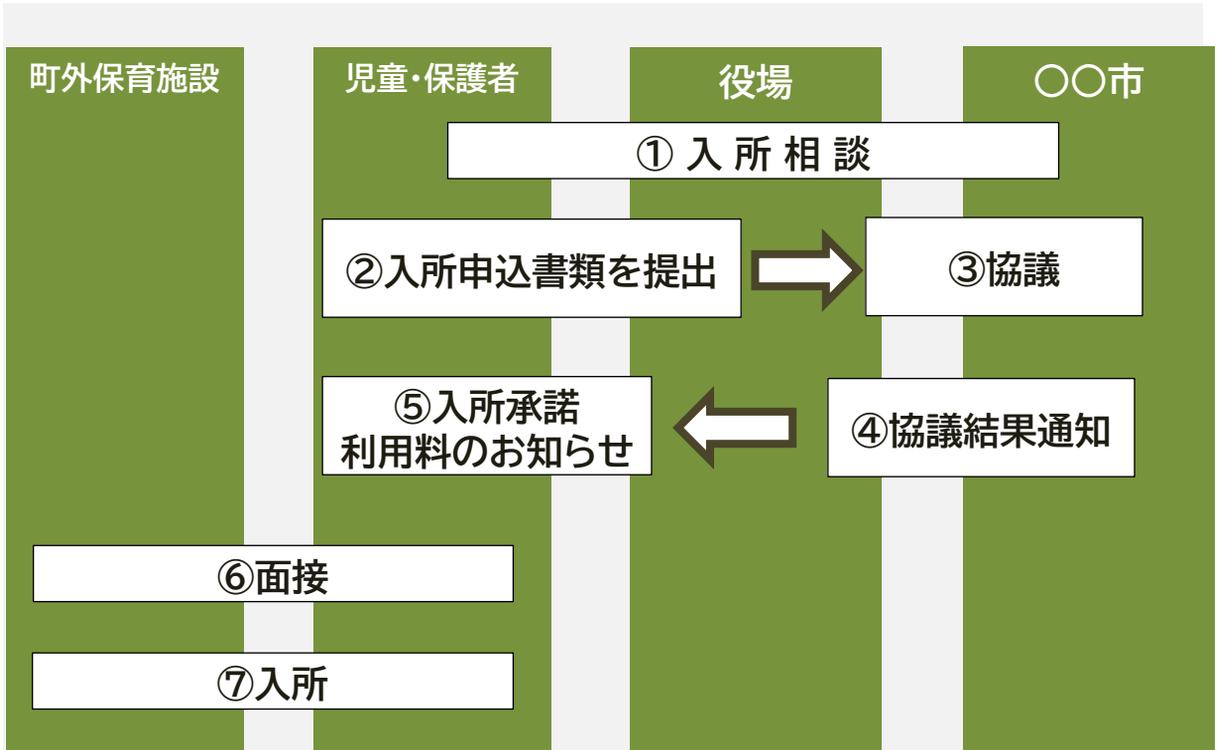
手続きの流れは以下のとおりです。教育認定と保育認定で流れが異なります。



- ❑ ※1 保育認定の場合、施設の利用調整は町が行います。利用調整は「保育の必要性」の優先順位が高い児童から行います。優先順位は保護者の事由ごとに設定された指数を用いて決められます。
- ❑ ※2 こども家庭庁による幼児教育・保育の無償化の対象となるために必要な手続きです。必ず入園前に申請をお願いいたします。
- ❑ ※3 「支給認定証」は幼児教育・保育の無償化の対象となっていることを証明する大切な書類です。届いたら保管をお願いいたします。
- ❑ ※4 面接時、申請内容と違う場合や園の方針と合わない場合入所できない場合がございますのでご承知おきください。

町外保育施設に申し込む場合

就労先が町外にあるなど、**特別な理由がある場合**、相手先自治体との協議の上、入所することができます。この場合を「管外委託保育」と言います。
利用調整は施設の所在地の自治体が行います。



■令和8年度4月入所について

申込み期日が自治体により異なります。詳細は直接利用希望自治体へお問い合わせください。**入所申込先は町役場子育て支援課**です。

■保育料等の納付先について

町外公立保育所：相手先自治体

町外私立保育所：富士河口湖町

町外認定こども園、町外小規模保育施設等：施設ごとに徴収

■申し込み後転出される場合

転入先自治体での保育所手続きが再度必要となります。
詳細については直接お問い合わせください。

富士河口湖町の幼児教育・保育の無償化

富士河口湖町では、子育て世帯に係る経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的とし、「保育所等における給食費無償化事業」や「全ての世帯を対象とした保育料無償化事業」を行っています。年齢や利用する施設等により、該当になる事業が異なります。

3歳～5歳	認可保育施設	認可保育所 認定こども園 幼稚園 など	保育料 無料 (国制度) 給食費 無償化 (国制度) 年収360万円未満相当世帯は無償 (富士河口湖町給食費支援事業) P.27へ 国制度の対象外の児童は無償 町立保育所を利用する児童は無料(給食費の徴収はありません) それ以外の施設を利用する児童は月額6,500円を上限に補助		
		認可外保育施設	事業所内保育等	保育料 無償 (国制度) 月額37,000円を上限に無償	
			企業主導型保育事業	保育料 無償 (国制度) 3歳 :月額26,600円を上限に無償 4歳以上:月額23,100円を上限に無償	
0歳～2歳	認可保育施設	町立保育所 認定こども園 小規模保育施設 事業所内保育施設 など	住民税 非課税世帯	保育料 無料 (国制度)	
			住民税 課税世帯	保育料 無料 (やまなし子育て応援事業) 年収640万円未満相当世帯の第2子以降3歳未満の児童は無料 (ふじかわぐちこ子育て応援事業) やまなし子育て応援事業対象以外の児童は無料	
	認可外保育施設	事業所内保育等	住民税 非課税世帯	保育料 無償 (国制度) 月額42,000円を上限に無償	
			住民税 課税世帯	保育料 無償 (ふじかわぐちこ子育て応援事業) 月額20,000円を上限に無償	
		企業主導型保育事業	住民税 非課税世帯	保育料 無償 (国制度) 0歳 :月額37,100円を上限に無償 1歳・2歳:月額37,000円を上限に無償	
			住民税 課税世帯	保育料 無償 (ふじかわぐちこ子育て応援事業) 月額20,000円を上限に無償	



上記の他に、保育所等を利用せずにご家庭で満1歳～満3歳のお子さんを保育している世帯に月額20,000円を助成する「**おうち子育て応援事業**」も行っています。

育休延長が可能なご家庭やもう少し自宅保育したい方はぜひご活用ください！！
詳細はP.26をご確認ください。

保育時間(保育の必要量)について

保育認定においては保護者の事由によって町が「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの区分に認定します。

保育標準時間認定 フルタイム勤務を想定した利用



※1ヶ月あたり120時間以上勤務が条件。

120時間未満でも、「妊娠・出産」「災害復旧」「DVのおそれ」等の場合も、標準時間を適用できます。

※同居親族がいて、送迎が可能な場合は短時間での送迎をお願いしております。

保育時間 7時15分～18時15分 (11時間保育)

延長保育時間 18時15分～19時15分 (200円/時間)

※実際に施設を利用できる時間は、原則就労時間+通勤時間の範囲内です。

※標準時間認定の方が必ず11時間利用できるというわけではありません。(短時間認定も同様です。)

保育短時間認定 主にパートタイムを想定した利用



※標準時間認定以外の方はすべて短時間認定となります。

保育時間 8時30分～16時30分 (8時間保育)

延長保育時間 16時30分～19時15分 (200円/時間)

■認定こども園Fujiこどもの家バンビーノの森は「短時間保育」のみとなります。

申請に必要な書類

申請に必要な書類は教育認定・保育認定ごとに異なります。(下記参照)
P. 11からの記入例を参考に書類を揃えてください。

教育認定(1号)の場合

✓	支給認定申請書兼施設利用申込書	必ず提出
✓	マイナンバー記入用紙	必ず提出
✓	課税証明書	※R6.1.1時点で町外在住の場合は提出 住民登録があった市区町村から取得してください。
✓	被保護証明書	該当者のみ (生活保護世帯)

保育認定(2号・3号)の場合

✓	支給認定申請書兼施設利用申込書	必ず提出
✓	保育の必要性を証明する書類 就労の場合:就労証明書 就労以外の場合:保育の必要性の申立書	必ず提出 ※父と母など保護者分が必要です。
✓	マイナンバー記入用紙	必ず提出
✓	管外保育を希望する理由書	町外保育施設の利用を希望する場合は提出
✓	課税証明書	※R6.1.1時点で町外在住の場合は提出 住民登録があった市区町村から取得してください。
✓	給与明細張り付け票	※給与明細がA4様式でない場合は貼り付けて提出
✓	被保護証明書	該当者のみ (生活保護世帯)



📧 富士河口湖町HP
【子育て支援】保育所・幼稚園・認定こども園の利用について
から様式のダウンロードが可能です。

令和4年度より就労証明書の様式が全国统一のものとなっております。旧様式で提出されるケースがありますが、現行の様式での再提出をしていただいています。申請前に様式の確認をお願いいたします。

保育の必要性を証明する書類

事由ごとに必要書類が異なります。祖父母(64歳以下)と同居している場合も同様の証明書が必要です。

■:必ず提出する書類 □:いずれかの書類

No.	保育を必要とする事由	必要書類(例)
①	就労 (外勤・内職)	<ul style="list-style-type: none"> ■就労証明書 ■直近の給与明細の写し ※就労予定の場合は取得後提出 ※育休復帰の場合は、育休取得前の給与明細→復職後、再度提出
	就労 (自営業・会社経営・個人事業主等)	<ul style="list-style-type: none"> ■就労証明書 □就労を客観的に証明できる書類※ □確定申告書・収支内訳書の写し □開業届出書の写し(新規開業の場合)
	就労 (自営業協力者)	<ul style="list-style-type: none"> ■就労証明書 ■直近の給与明細の写し A □確定申告収支内訳書(写) B □専従者給与届(写) (家族への支払いが証明できるもの)
<p>複数勤務の方や所定の労働時間が無い方(変則就労の方)は、上記に加え「就労状況申告書」も提出してください。</p>		
②	妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の必要性の申立書 ■母子健康手帳(写) ※表紙と出産予定日を書き込んだページ
③	保護者の疾病、負傷、障がい	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の必要性の申立書 □診断書 □身体障がい者手帳、精神障がい者手帳または療育手帳(写)
④	同居親族介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の必要性の申立書 □被介護者、看護者の診断書等 □介護、看護の状況等が分かる書類
⑤	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の必要性の申立書 □り災証明書等(写)
⑥	求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の必要性の申立書 □求職カード(写) □雇用保険受給者資格証(写)
⑦	就学	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の必要性の申立書 □在学証明書または学生証(写)
⑧	虐待やDVのおそれがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の必要性の申立書 □配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等(写)
⑨	育児休業	<ul style="list-style-type: none"> ■就労証明書(育児休業取得期間を証明したもの)
⑩	家庭内未満児保育	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の必要性の申立書

※事由の内容により入所を継続できない場合があります。

※自営業を客観的に証明できる書類一例:営業許可証、会社の登記事項証明書、取引先との帳簿

記入例

支給認定番号:

支給認定申請書兼施設利用申込書 施設型給付費・地域型保育給付費等

富士河口湖町長 殿

令和〇年 〇月 〇日

保護者 住所 富士河口湖町 船津1700
氏名 富士 太郎
電話番号(父携帯) 090-1111-1111 連絡窓口 (父・母)
(母携帯) 090-2222-2222

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

※どちらかに○

利用希望の子ども	フリガナ 氏名	フジ コタロウ 富士 子太郎	生年月日	令和4年 5月 3日	年齢	3才 (利用年度4.1現在)	性別	男	続柄	子
----------	------------	--------------------------	------	------------	----	-------------------	----	---	----	---

教育・保育の希望を選択

保育を希望 (2号認定 3号認定) 保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業を利用する方**※保育利用の事由が必要です。**
 更に保育必要量を選択 → 保育標準時間 (7:15-18:15) ※「保育必要量」は保護者の事由等により町が認定します。施設により保育時間が異なる場合があります。
 保育短時間 (8:30-16:30)
 利用を希望する曜日 月 火 水 木 金 土 必要な利用時間(通勤・就労時間) 8時00分～ 17時30分まで
 教育を希望 (1号認定) 幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用する方

転園希望 年度内に他施設に入所している・していた (施設名: **こもも保育所**)

(同居の祖父母等を含む)	フリガナ氏名	子どもとの続柄	生年月日	勤務先、学校名学年等	備考
	フジ タロウ 富士 太郎	父	令和3年 6月 1日	〇〇株式会社	
	フジ ハナコ 富士 花子	母	令和4年 7月 2日	有限会社〇〇	
	フジ ハナ 富士 花	姉	令和29年 8月 3日	〇〇小学校〇年生	
			SHR 年 月 日		
			SHR 年 月 日		
			SHR 年 月 日		

単身赴任等で同居していない場合なども記入してください。

ひとり親世帯等適用の有無 無 有 年 月 日から
生活保護又は中国残留邦人等支援給付の状況 受け 受けない

住所歴の確認 ※町外にチェックされた方は、その年度の課税証明書の提出

直近1月1日現在のご住所

父 富士河口湖町 町外 旧住所:

母 富士河口湖町 町外 旧住所: **富士吉田市**

【教育認定(1号認定)の場合】
①に内定施設を記入してください。
【保育認定(2号・3号認定の場合)】
希望する施設を①から希望順に記入してください。

施設利用を希望する期間 令和 〇年 〇月 〇日 から 令和 〇年 〇月 〇日 まで

利用希望施設名と順番

① **船津保育所** (希望理由) **自宅から近いため**
 ② **小立保育所** (希望理由) **母親の就労先から近いため**
 ③ **勝山保育所** (希望理由) **父親の実家から近いため**
 上記以外の施設は利用を希望しない。
 上記以外の施設であっても他施設の利用が可能であれば利用を希望する。

次の理由により、保育利用を申請しない(幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望する方は必要ありません。)

保育の事由 (右欄から該当する番号を記入)	続柄	番号	保育が必要な理由(保護者の現況)
	父	1	1 保育認定での申請の場合は、必ずどちらかに✓をしてください。
母	1	5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 7-(1)大学等の学校 7-(2)看護学校等の専修学校等 7-(3)職業訓練 7-(4)その他各種学校等 8 虐待やDVのおそれがあること 9 育児休業 ※新規申請時は該当無し 10 家庭内で未満児を保育している	

祖父母の現況は、次のとおり相違ありません。

続柄		氏名	年齢	住所（別居の場合のみ記入）		送迎	生活の現況 (就労、障がい等級、介護認定、 疾病等)
父 方	祖 父	富士 次郎	67	<input type="checkbox"/> 同居	<input checked="" type="checkbox"/> 別居 (富士吉田市)	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
	祖 母	富士 桜	65	<input type="checkbox"/> 同居	<input checked="" type="checkbox"/> 別居 (富士吉田市)	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可	
母 方	祖 父	大石 森太郎	58	<input type="checkbox"/> 同居	<input checked="" type="checkbox"/> 別居 (甲府市)	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可	
	祖 母	大石 富士子	58	<input type="checkbox"/> 同居	<input checked="" type="checkbox"/> 別居 (甲府市)	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可	

（保護者の方は、以下記入しないでください。）

*所管課記載欄

受付年月日	令和 年 月 日	システム入力確認 <input type="checkbox"/>	手帳確認	認定者番号
支給認定の確認	1号 2号標準 2号短 3号標準 3号短			認定否理由
利用施設の調整	施設名		利用不可	受入れなし 定員満了 指数低位 その他
利用の期間	令和 年 月 日から	<input type="checkbox"/> 入学 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 まで		
備考				

現行の「就労証明書」は以下の様式です。

※就労証明書は、事業者等が従業員の就労状況を証明するものです。**勤務先のご担当者様に作成を依頼してください。**個人事業主または会社員などで就労者本人しか記入担当者になり得ない場合を除き、就労者本人が児童氏名・生年月日以外の項目を記入した場合は、就労証明書及び保育の認定が無効となります。

※内容について、虚偽の記載や証明書の偽造・改ざんを行ったときは、押印の有無に関わらず、刑法第159条の有印私文書偽造・変造罪、第161条の電磁的記録不正作出罪等の刑事責任を問われることがありますのでご注意ください。

就労証明書

富士河口湖町長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—	—		
担当者名				
記載者連絡先	—	—		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																								
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()																																																																								
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日																																																																								
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇期開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																								
4	本人就労先事業所	名称 住所																																																																								
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()																																																																								
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th><th>祝日</th><th>合計時間</th><th>月間</th><th>時間</th><th>分 (うち休憩時間 分)</th></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="12">一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日</td></tr> <tr> <td>平日</td><td>時</td><td>分</td><td>~</td><td>時</td><td>分 (うち休憩時間 分)</td><td colspan="6"></td></tr> <tr> <td>土曜</td><td>時</td><td>分</td><td>~</td><td>時</td><td>分 (うち休憩時間 分)</td><td colspan="6"></td></tr> <tr> <td>日祝</td><td>時</td><td>分</td><td>~</td><td>時</td><td>分 (うち休憩時間 分)</td><td colspan="6"></td></tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日												平日	時	分	~	時	分 (うち休憩時間 分)							土曜	時	分	~	時	分 (うち休憩時間 分)							日祝	時	分	~	時	分 (うち休憩時間 分)						
	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)																																																														
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																			
一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日																																																																										
平日	時	分	~	時	分 (うち休憩時間 分)																																																																					
土曜	時	分	~	時	分 (うち休憩時間 分)																																																																					
日祝	時	分	~	時	分 (うち休憩時間 分)																																																																					
就労時間 (変則就労の場合)	<table border="1"> <tr> <th>合計時間</th><th>月間</th><th>週間</th><th>時間</th><th>分 (うち休憩時間 分)</th></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">就労日数 月間 週間 日</td></tr> <tr> <td colspan="5">主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td></tr> </table>	合計時間	月間	週間	時間	分 (うち休憩時間 分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			就労日数 月間 週間 日					主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																									
合計時間	月間	週間	時間	分 (うち休憩時間 分)																																																																						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																								
就労日数 月間 週間 日																																																																										
主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																										
7	就労実績 <small>※日数に有給休暇を含む、時間数に休職・残業時間を含む</small>	<table border="1"> <tr> <th>年月</th><th>年</th><th>月</th><th>年月</th><th>年</th><th>月</th><th>年月</th><th>年</th><th>月</th></tr> <tr> <td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td></td></tr> </table>	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																																																							
年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月																																																																		
日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																																																																			
8	産前・産後休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																								
9	育児休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																								
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																								
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日																																																																								
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																								
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無																																																																								
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定																																																																								
15	入所内定時育休短縮可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否																																																																								
16	育休延長可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否																																																																								
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年																																																																								
18	備考欄																																																																									
19	保護者記載欄	<table border="1"> <tr> <th>児童名</th><th>生年月日</th><th>施設名</th><th><input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)</th></tr> <tr> <td>河口 一郎</td><td>2021 年 5 月 5 日</td><td>〇〇保育所</td><td></td></tr> <tr> <th>児童名</th><th>生年月日</th><th>施設名</th><th><input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)</th></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr> <tr> <th>児童名</th><th>生年月日</th><th>施設名</th><th><input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)</th></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)	河口 一郎	2021 年 5 月 5 日	〇〇保育所		児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)		年 月 日			児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)		年 月 日																																																		
		児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)																																																																					
		河口 一郎	2021 年 5 月 5 日	〇〇保育所																																																																						
		児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)																																																																					
	年 月 日																																																																									
児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)																																																																							
	年 月 日																																																																									

保護者がお子さんの氏名・生年月日・施設名等を記載してください。

就労状況申告書

令和 ○年 ○月 ○日

富士河口湖町長 宛

私の1週間の就労状況は下記の通りです。

住所	富士河口湖町船津1700		
保護者氏名 (申告者)	河口 太郎	生年月日	S63年 12月 1日

〈1週間の就労状況〉

- ・就労時間の定めが無い方(役職がある方・自営業者等)や複数勤務の方は平均的な1週間の状況をご自身でご記入ください。
- ・勤務時間は記入しやすい時間で書き直していただいても結構です。

例	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6:00							
8:00	○○出社		8:00出社		8:00出社	8:00出社	
10:00	↑ 勤務	8:30出社 ↑ 勤務	9:00出社 ↑ 勤務	8:30出社 ↑ 勤務	↑ 勤務	↑ 勤務	
12:00	↓ 休憩時間	12:00休憩 (45分) ↓	13:00休憩 (2時間) ↓	12:00休憩 (1時間) ↓	12:00休憩 (45分) ↓	12:00退社 ↓	休
14:00	↑ 勤務	↑ 勤務	↑ 勤務	↑ 勤務	↑ 勤務		み
16:00	↓ 退社	17:30退社 ↓	↑ 勤務	17:00退社 ↓	17:30退社 ↓	17:00退社 ↓	
18:00		19:00退社 ↓					

〈注意事項〉

- ・申告者本人が記入してください。
- ・本書類は就労証明書の補足資料です。「就労時間の定めが無い方(役職がある方・自営業者等のうち、就労証明書に就労時間の記載が困難な方)」や「複数勤務の方」は、就労証明書と併せてご提出ください。
- ・記載事項に虚偽があった場合、入所(継続)申請および認定は無効となります。また、在所者は退所となる場合があります。

固定就労の場合には提出は不要です。

富士河口湖町 子育て支援課
保育所担当 0555-72-1174

令和〇年〇月〇日

富士河口湖町長 殿

保育の必要性の申立書

保護者 住所 富士河口湖町 船津1700
氏名 河口 太郎

下記の理由により申し立てます。

入所児童氏名	河口 一郎	施設名	船津保育所
申立対象者	河口 花子		

第1希望の施設名を記入してください。

該当する理由に○をつけてください。

1. 妊娠・出産のため（予定日・出産日：令和 年 月 日）
【母子手帳の写し(表紙と出産予定日を書き込んだページ)】
2. 疾病または精神もしくは身体に障害があるため
【医師の診断書又は障害手帳の写し】
3. 同居等の親族の介護・看護のため
【医師の診断書の写し】
4. 震災、風水害、火災等の災害の復旧に関する作業に従事しているため。
【被災、罹災証明書等】
5. 求職活動(起業準備を含む。)を継続して行っているため
【求職活動登録証の写し】
6. 就学・職業訓練のため
【在学証明書等】
7. 虐待・DVのおそれがあるため
8. 育児休業時に既に保育を利用していたため
9. 家庭内で未満児(0～2歳児)を保育している

○ 不正な事実が判明すると、入所を取り消すことがあります。

給与明細貼り付け用紙

入所児童氏名	河口 一郎	保育所名	船津保育所

給与明細(写)が A4 サイズ以外の場合は、こちらへ貼付してください。

第1希望の施設名を
記入してください。

給与明細をA4サイズでコピーしている場合は、こちらに貼り付ける必要はありません。
セロテープやマスキングテープでの貼り付けは不可です。

のりつけ

※提出時には就労証明書と合わせて提出が必要となります。

マイナンバー記入用紙

支給認定及び利用調整に関する申請に関して、マイナンバーを提出します。

■申請に係る児童

氏名	生年月日	マイナンバー
勝山 さくら	平成27年7月6日	XXXXXXXXXXXXXXXX

■申請を行う保護者（本人確認書類が必要です。）

氏名	続柄	生年月日	マイナンバー
勝山 勝男	父	昭和61年8月5日	XXXXXXXXXXXXXXXX

保護者	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー
	※上記で記載済みのため不要です。			
	勝山 花子	母	昭和61年7月21日	XXXXXXXXXXXXXXXX
保護者以外の同居家族	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー
	勝山 つばき	妹	平成28年12月15日	XXXXXXXXXXXXXXXX

本人確認書類等貼付け表

保護者（父・母）の「番号確認書類」と「身元確認書類」を貼付けて提出してください。（児童の添付書類不要。）

【父】

<p>（氏） こち</p> 	<p>（氏） こち</p> 
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

【母】

<p>（氏） こち</p> 	<p>（氏） こち</p> 
------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

番号確認書類	身元確認書類
<p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード（番号記載の面）</p> <p><input type="checkbox"/> 通知カード</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー入りの住民票写し</p>	<p>1点でOK：写真付きの身分証明書</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード（顔写真の面）</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カード</p> <p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障がい者福祉手帳</p> <p>2点必要</p> <p><input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 預金通帳</p> <p><input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> 診察券等</p>

セロテープやマスキングテープでの貼り付けは不可です。
必ずのりで貼り付けをしてください。

保育施設を利用する際の確認事項

保育認定の申請及び保育施設の利用申込にあたっての確認事項です。必ずご確認ください。

- 提出していただいた申請書類に虚偽の内容等が判明した場合は、支給認定及び施設利用決定を取り消します。
- 入所時に申請内容と状況が変更されている場合は、施設利用決定を取り消す場合があります。取り消し後に再度申請を行う場合は、施設の定員の空き状況に応じての対応となります。**変更がある場合は、その都度必ず子育て支援課へご相談ください。**
例) 育児休業からの復職を予定していたが妊娠等を理由に予定通りに復職しない場合
就労予定が無くなった場合、転職した場合、就労時間が短くなった場合 など
- 利用開始当初は、お子さんが新しい環境に慣れるための「慣らし保育(短い時間での保育)」を行います。慣らし保育はお子さんの年齢等により異なりますが、2週間～4週間かけて行います。
育児休業からの復職や就労予定により保育施設の利用を申し込む方は、慣らし保育の期間を考慮して職場と復職(就労開始)時期を相談してください。
- 保育施設でお預かりする時間は、認定された保育時間の範囲内のうち、就労時間や通勤時間を考慮した「家庭で保育することができない時間」です。標準時間(短時間)認定の方が、必ず11時間(8時間)利用できるという訳ではありません。
- 申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要がある場合、勤務先等に連絡して確認する場合があります。

～育児休業を取得中の方へ～

- 育児休業中であっても、慣らし保育の期間は「就労」として申請することが可能です。復職予定日の1ヶ月前から施設利用希望の申込をすることができます。
例) 復職予定日が6月1日の場合 → 5月1日から施設利用(慣らし保育開始)
※令和8年4月復職予定の方が、令和8年3月から慣らし保育を希望する場合はすでに申込期限が過ぎているため対応できません。今回の申請受付は令和8年度中の利用希望の方が対象です。
- 育児休業の承認を受けた会社で職場復帰し、仕事に就くことを復職とするため、育児休業中または育児休業終了後、入所前に勤務先を退職(転職含む)した場合や、入所後に育児休業を取得した勤務先に復職したことが確認できない場合は、内定取り消しまたは退所となります。
- 育児休業の延長を希望される方は申請時にお伝えください。この場合、選考の優先順位を下げ、通常の選考後、希望施設に空きがあった場合のみ選考対象となります。
- 育児休業を延長する場合の手続きについて、必ず勤務先の担当者と確認をしてください。

～勤務先に育児のための短時間勤務制度等がある方へ～

- 育児のための短時間勤務制度等を取得予定の方(既に取得中の方を含む)は、週の勤務日数が減少する場合、短縮後の勤務時間・日数により選考します。
- 選考時に上記制度を使う予定がなかった方(就労証明書No. 12に記載がなかった方)が選考後に勤務時間・日数が減少する場合、選考時点での指数と異なる状況となるため、内定取り消し(退所)となる場合があります。

保育認定理由 指数表

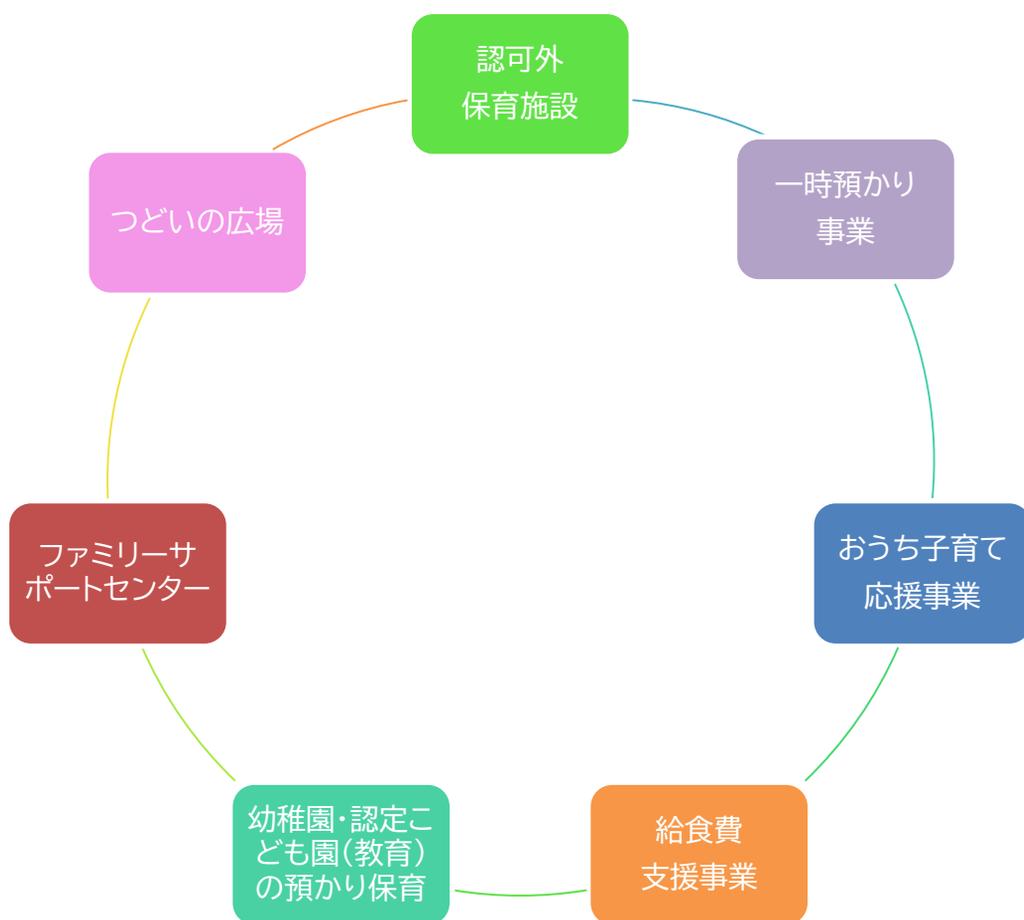
	番号	事由	指数	
必要性 (保護者毎に1つ適用)	1	就労	月20日以上かつ月160時間以上の就労を常態	10
			月16日以上かつ月120時間以上の就労を常態	9
			月12日以上かつ月100時間以上の就労を常態	8
			月12日以上かつ月80時間以上の就労を常態	7
			月12日以上かつ月60時間以上の就労を常態	5
			月12日以上かつ月48時間以上の就労を常態	3
	2	妊娠・出産	9	
	3	保護者の 疾病・障がい	傷病(概ね1ヶ月以上の入院)	10
			居宅内療養	10
			障がい (身体障害者手帳・精神障害者手帳、療育手帳を所持している)	10
			その他の傷病、精神疾患、障がい	6
	4	同居親族等の 介護・看護	在宅介護(介護保険「要介護認定区分5」該当)	6
			在宅介護(介護保険「要介護認定区分4」該当)	4
			在宅介護(介護保険「要介護認定区分3、2」該当)	2
			子どもの障がい (身体障害者手帳・精神障害者手帳、療育手帳を所持している)	8
			同居している親族等の看護	3
	5	災害復旧	15	
6	求職活動	2		
7	就学	8		
8	虐待・DVのおそれがある	15		
9	育児休業	7		
10	家庭内で未満児を保育している	3		
調整点数 (加算)		ひとり親世帯	13	
		生活保護世帯	2	
		生計中心者の失業	10	
		虐待・DVのおそれがある	15	
		障がい児	3	
		育児休業明け	1	
		兄弟姉妹の同時利用	3	
		小規模保育施設等の卒園児	2	
		保護者が保育士等として勤務(1日6時間以上)	6	
		保護者が保育士等として勤務(1日6時間未満)	4	
調整点数 (減算)		過去に保育料の未納がある世帯	-10	
		必要な申請書類の提出がない場合	-5	
		自営業協力者において、専従者であることが認められない場合	-1	

選考優先順位

指数表をもとに利用調整を行い、同位の場合に使用します。

順位	項目	対象
1	虐待・DV	必要性の「虐待・DVのおそれがある」に該当する
2	災害復旧	必要性の「災害復旧」に該当する
3	ひとり親 (同居なし)	ひとり親世帯であり、同居親族がない
4	ひとり親 (同居あり)	ひとり親世帯であり、同居親族がいる
5	疾病・障がい	必要性の「保護者の疾病・障がい」に該当する
6	妊娠・出産	必要性の「妊娠・出産」に該当する
7	保育士	保護者が保育士である
9	障がい	入所を希望する児童に障がいがある
10	保護者が 単身赴任	保護者が単身赴任である
11	多子世帯 (同居なし)	きょうだいが3人以上であり、同居親族がない
12	多子世帯 (同居あり)	きょうだいが3人以上であり、同居親族がいる
13	就労 (同居なし)	必要性の「就労」に保護者父母等それぞれが該当し、同居親族がない
14	就労 (同居あり)	必要性の「就労」に保護者父母等それぞれが該当し、同居親族がいる
15	看護	必要性の「同居親族等の介護・看護」に該当する
16	就学	必要性の「就学」に該当する
17	求職中	必要性の「求職中」に該当する
18	家庭内 未満児保育	必要性の「家庭内で未満児を保育している」に該当する

富士河口湖町の子育て支援



富士河口湖町がおこなう子育て支援は次のページをチェック！

認可外保育施設

・近隣市町村の認可外保育施設

※掲載施設は一部です。詳しくは山梨県のHPでご確認ください。
利用については直接施設にお問い合わせください。

施設名	所在市町村	電話番号
Sora no niwa	富士河口湖町	090-3687-9648
フジQキッズガーデン	富士吉田市	73-9140
キッズプラザSMILE SMILE	富士吉田市	30-1041

認可外保育施設とは、都道府県知事の認可を受け設置した「認可保育所」以外の子どもを預かる施設の総称です。

山梨県に届出されている施設の一覧は山梨県HPにて掲載されています。

認可外保育施設を利用している場合の保育料は「ふじかわぐちこ子育て応援事業」により、月額20,000円を上限として助成します。



一時預かり事業



仕事、病気、介護、冠婚葬祭、リフレッシュなどで、一時的に保育施設へお子さんを預けることができます。

利用方法

①一時預かり面接の予約

◎利用施設へ直接電話し、面接の予約をしてください。

◎あらかじめ、一時預かり登録申請書を町のホームページからダウンロードして記入したものをもちいだと面接がスムーズに実施できます。(申請書は子育て支援課にも備えてあります。)



②面接

◎利用者(保護者と子ども)が記入された「一時預かり事業登録申請書」等を確認しながら保育士が子どもの生活面や体調面について話を伺います。



③登録申請書の提出

◎面接で園の承諾がでたら申請書を町役場に提出します。



④登録証の交付・利用開始

◎町から登録証が交付されたら施設の利用を開始できます。

◎施設の利用予約は直接施設へ連絡してください。

施設名	対象	保育時間	住所	定員	電話番号
ナーサリーココ船津 (ココフレンズ)	保育園、認定こども園に通っていない生後6か月から小学校就学前までの乳幼児	月～金 9:00～ 16:00	船津5119-2	5人	83-3525

利用料		食事の提供(給食・おやつ)
0歳～2歳	3～5歳	《給食・おやつの提供あり》 ※給食、おやつは左記料金に含まれます。
4時間まで2,000円 6時間まで3,000円 8時間まで4,000円	4時間まで1,000円 6時間まで2,000円 8時間まで3,000円	

おうち子育て応援事業

富士河口湖町では、切れ目のない相談体制の提供と家庭での育児を応援し、親子の愛着形成や健やかな成長に資することを目的として令和5年度より「おうち子育て応援事業」を始めました！

【対象児童】

満1歳の翌月から満3歳に達した最初の3月31日までにある児童

【支給要件】 次の全てを満たす保護者へ支給する

- 対象児童が保育所等を利用していないこと。
- 対象児童及び保護者が町内に住所を有していること。
- 保護者の自宅等において、対象児童を4カ月以上継続して育児をすること。
- 町税金等の滞納がないこと。

【応援金の額】

対象児童1人につき、月額2万円とする。

①支給申請

町に「富士河口湖町おうち子育て応援金支給申請書」を提出してください。

②支給認定

町が「富士河口湖町おうち子育て応援金支給決定通知書」を発行します。

③支給

4月～9月分を10月に、10月～3月分を4月に支給します。



【確認事項】

- 申請した内容に変更が生じたときは、「富士河口湖町おうち子育て応援金変更支給申請書」を提出してください。
- 申請は要件を満たすことになった日から、1年以内に行ってください。**期限までに申請がない場合、応援金の支給を受け取ることを辞退したものとみなします。**
- 育児を開始した月及び終了した月における育児日数が15日未満のときは支給対象期間に算入しないものとします。
- 虚偽の申請その他不正の手段により応援金を受給した場合は応援金の支給を取り消し、既に支給した応援金は返還となります。

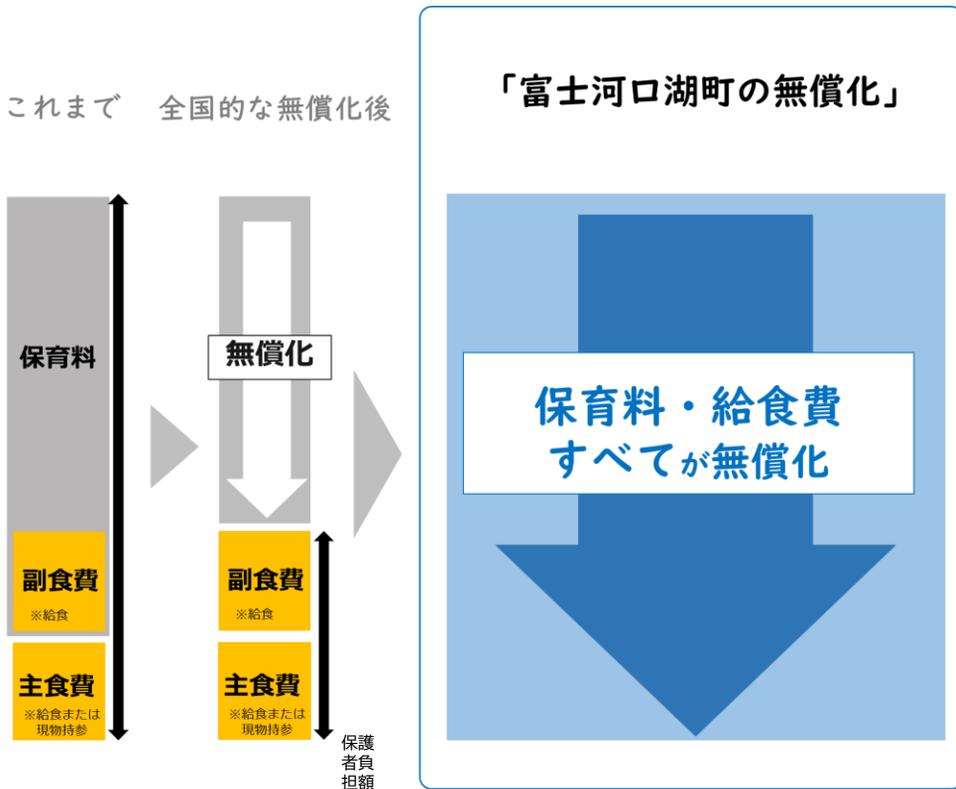


給食費支援事業

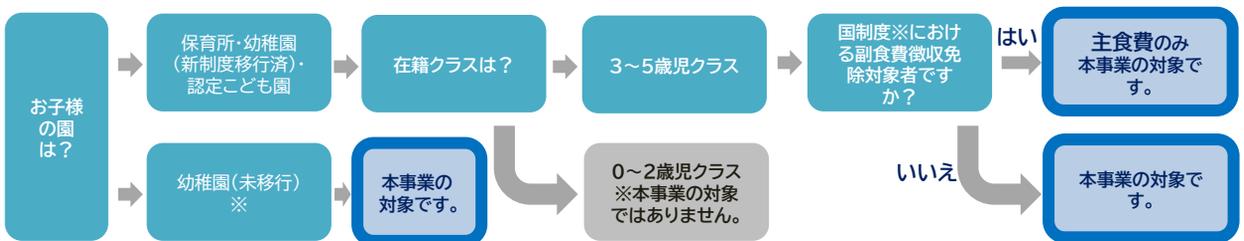
i 「給食費支援事業」とは？

令和元年度「幼児教育保育の無償化」により開始された副食費(おかず等)徴収免除制度(国制度)では一部世帯のみが対象となります。

富士河口湖町では「子育て世帯の経済的負担軽減」のため、すべての世帯を対象に保育所等での給食に必要な費用について無償化事業(町独自制度)を行っております。



◇対象者判定チャート

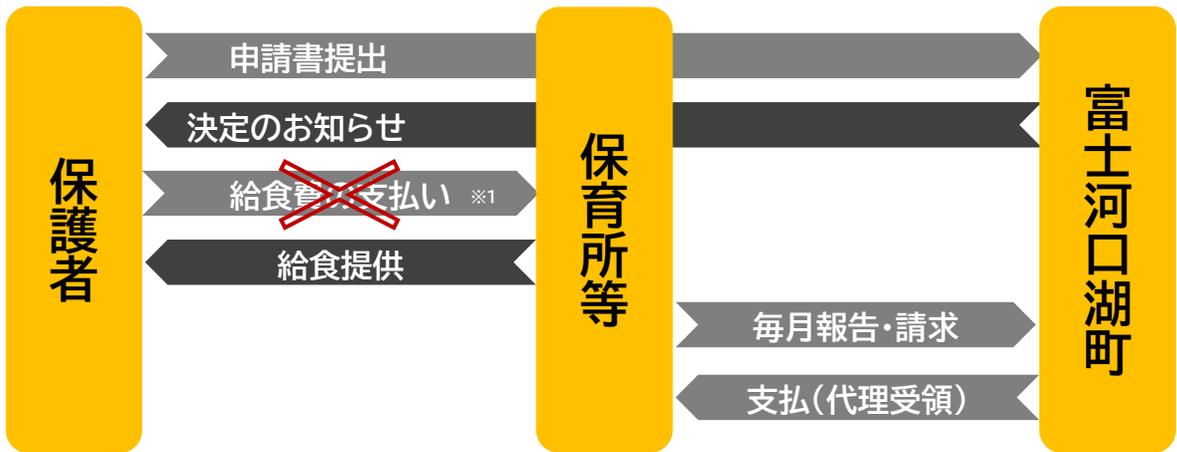


※国制度とは「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号関係」を指します。年収360万円未満相当または第3子以降の子どもが対象となります。

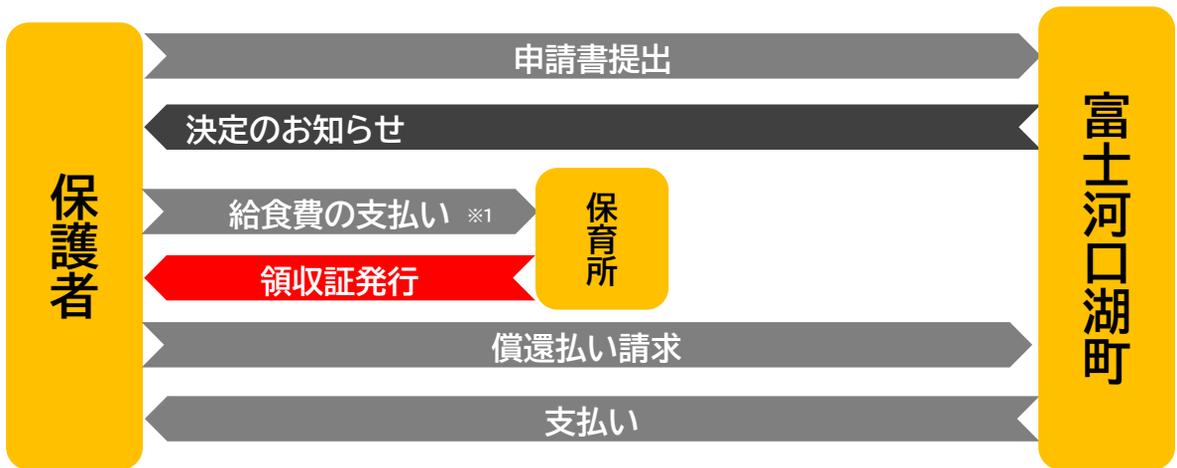
※幼稚園に通う満3歳クラス児童は対象となります。

※幼稚園(未移行)では町から認定されている児童のみ対象となります。

1.代理受領



2.償還払い



償還払いの時期	受付期間	お支払い(予定)	必要な書類
4月～8月 利用分	9/1～9/31	10月中	償還払い請求書 領収証
9月～翌3月 利用分	3/1～3/31	4月中	

- ※1 上限額は月6,500円となります。ただし給食費が上限額を上回る場合には差額分は実費負担となります。
 ・領収証は大切に保管しておいてください。領収証なき場合にはお手続きができません。
 ・償還払い請求書様式等は富士河口湖町公式HPまたは窓口にて配布予定です。
 ※支払い方法は通所児童数により町が決定します。



幼稚園・認定こども園(教育)の預かり保育

教育認定(1号認定)で施設を利用しながら、「保育の必要性」(P.2)が証明できる場合には「預かり保育事業」についても無償化の対象となる場合があります。

無償化対象 確認表	新制度移行済み幼稚園 認定こども園(教育)		未移行幼稚園	
	教育 (1号)	預かり保育 (新2号・新3号)	教育 (新1号)	預かり保育 (新2号・新3号)
3～5歳児クラス	○	○ (上限11,300円)	○ (上限25,700円)	○ (上限11,300円)
満3歳児クラス (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)	○	×	○ (上限25,700円)	×
住民税非課税世帯の 満3歳児クラス (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)	○	○ (上限16,300円)	○ (上限25,700円)	○ (上限16,300円)



- 預かり保育の無償化の認定を受けるには「子育てのための施設等利用給付認定申請書」および保育の事由ごとの添付書類の提出が必要です。
申請は利用している施設を経由して行います。
また、年に1回、「保育の必要性」の現況確認を行います。
- 満3歳児クラスは**住民税非課税世帯**のみ対象です。
- 預かり保育の利用料について
預かり保育の給付額は以下の計算式により算出し、月額11,300円(※)を上限に給付されます。
450円 × 月の利用日数
※住民税非課税世帯の満3歳児は月額上限16,300円
- 町への請求および町からの支払いは「償還払い」により行います。
4-9月分を10月に、10月-3月分を4月に年2回の手続きを予定しています。
手続きの詳細は別途ご案内いたします。

認定申請

- 「子育てのための施設等利用給付認定」の申請をする。
- 町が「保育の必要性」を認めた場合、「施設等利用給付認定通知書」を発行します。
- 手続きは利用している施設を通して行います。

利用

- 預かり保育を利用する。
- 施設へ預かり保育の利用料を支払う。

請求

- 町へ「償還払い」の請求をする。
- 町が請求内容を確認し適当である場合、給付する。
- 詳細は別途ご案内いたします。



ファミリー・サポート・センター

ファミリーサポートとは・・・「子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)」と「子育ての手助けができる人(まかせて会員)」が会員となり、地域の中で子育てを支え合う、有償ボランティア活動です。

♠おねがい会員♠

富士河口湖町にお住まいの0才～小学生のお子さんをお持ちの方。

子育て支援課内のセンターにて登録をしていただきます。身分証をお持ちください。

(原則預かり開始は首がすわった頃から。)

♥まかせて会員♥

富士河口湖町にお住まいの20才以上の心身共に健康な方でまかせて会員養成講座を受けた方。

(保育士の資格がある方は一部講座免除。)

地域の子育てに力をお貸しいただける方お待ちしております！

♣両方会員♣

子どもを預かってほしい、預かることもできるよ！というおねがい会員でもあり、まかせて会員でもある方。

どちらも登録料はかかりません。

◆注意事項◆

- ・宿泊を伴う預かり、病児の預かりは行っていません。
- ・まかせて会員がお子さんに薬を服用させることはできません。(目薬・塗薬等すべての薬を含む。)

- ・サポート前に必ず**顔合わせ**を行います。

調整に時間を要するため、サポートを希望する**1週間前までのご連絡**をお願いしています。



- * **顔合わせとは**・・・大切なお子さんを安心してお預けいただくために行う、事前打ち合わせです。お子さんについてお聞きしたり、お互いの住所や電話番号を交換します。アドバイザーも同席します。

- * **お子さんを預かる場所**・・・原則まかせて会員の自宅ですが、おねがい会員宅や他の場所をご希望の場合はご相談ください。

こんな時、ご利用ください！



頼れる人が近くに誰もいないとき

通院のため



美容院や買い物、趣味なドリフレッシュする時間がほしい



上の子の行事に参加するため、下の子を預かってほしいなど

この他、できる範囲内で柔軟に対応しますのでご相談ください。

【利用料】

令和4年4月1日からおねがい会員全員が助成対象になりました。

平日 7:00～19:00: **1人1時間 800円**

上記以外の時間及び土・日・祝日・特定日: **1人1時間 900円**

※特定日(8/13～16・12/28～1/3)

- ・最初の1時間を超えた場合 30分以内は半額、それ以上は1時間とみなします。
- ・同一世帯に属する複数の子どもを預ける場合は、2人目以上を半額とします。

★助成額(ひとり親等以外)

1人目の子ども: **1時間 300円**(1時間を超えた30分あたり150円)

2人目以上の子ども: **1時間 150円**(1時間を超えた30分あたり75円)

(なお、助成金の対象となる支援活動の時間は、**子ども1人あたり1回3時間まで**とします。)

★助成額(ひとり親等)

1人目の子ども: **1時間 500円**(1時間を超えた30分あたり250円)

2人目以上の子ども: **1時間 250円**(1時間を超えた30分あたり125円)

(ひとり親等の方は助成額に上限はありません。)

※ひとり親等・・・ひとり親家庭・生活保護世帯・市町村民税非課税世帯(事前の登録申請が必要)です。)

サポート終了後、現金をおねがい会員からまかせて会員に直接お渡ししていただきます。

まかせて会員は、サポートを行った際は月ごとにまとめ、助成金交付申請書を提出していただきます。

(後日、町から助成額をお振込いたします。)

例: 子ども1人を平日 9:00 から 14:00 まで 5時間預ける場合(ひとり親等以外)

報酬	800	×	5	=	4,000
助成	300	×	3	=	900
差額					3,100

⇒助成前の金額

⇒まかせて会員が町へ申請する金額

⇒おねがい会員がまかせて会員へ支払う金額

例: 子ども1人を土曜日 9:00 から 14:00 まで 5時間預ける場合(ひとり親等)

報酬	900	×	5	=	4,500
助成	500	×	5	=	2,500
差額					2,000

⇒助成前の金額

⇒まかせて会員が町へ申請する金額

⇒おねがい会員がまかせて会員へ支払う金額

つどいの広場



つどいの広場は0歳から就学前のお子さんと保護者の方が自由に過ごすことができる場所です。

季節の制作を楽しんだり、身体測定で成長の確認をしたり情報の交換をすることができます。

各種相談(子育て相談・栄養相談・歯科相談・助産師相談)もご利用ください。

【概要】

乳幼児(0歳～就学前)を持つ子育て中の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で自由に他の親子と交流し、子育てについて学びふれあう場として開催します。

【内容】

- ・ 子育て親子の交流、集いができる。
- ・ 親子の絆を深め、遊びの方法を学べる。
- ・ 地域の子育て関連情報が得られる。
- ・ 子育てなどに関する相談ができる。
- ・ 親子で行事やイベントを楽しめる。

【ご利用案内】

対象:富士河口湖町内在住の0歳～就学前の乳幼児とその保護者
日時:月・水・金曜日の週3日(祝日・年末年始などは除く。)

9:00～11:30、13:00～15:00

場所:子ども未来創造館 プレイルーム

料金:参加無料

【その他】

授乳・おむつ交換などに必要な物品は、各自ご持参ください。

☆詳細は町HPにてご案内しています。



ふじかわぐちこ子育て応援事業

富士河口湖町では、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的とし、保育料を無料化する「ふじかわぐちこ子育て応援事業」を行います。

対象

- 富士河口湖町に住所を有し、居住しており、保育所等を利用している児童

手続き等

- 利用している施設により、手続き等が異なります。事業の詳細や申請方法等はHPでご確認ください。



病児・病後児保育

令和6年10月より、
病児・病後児保育施設の利用料の一部補助が受けられます！

児童が風邪など病気になってしまったときでも、対応施設で、保育施設を利用することができます。利用にあたっては予め利用登録が必要となります。

利用登録方法 以下のどちらかでご登録ください。

どちらか
で登録

- ・子育て支援課窓口
窓口に登録様式があります。児童の保険証、母子手帳をご持参ください。
- ・インターネット
QRコードからパソコン、スマートフォンで登録ができます。



登録後

- ・利用する施設がある市町村窓口での手続きも必要です。(富士吉田市など)

近隣市町村 病児・病後児保育施設

施設類型	市町村	施設名(所在地)	連絡先	対象児童	開所時間	定員 人	利用料金 円
病児対応型・ 病後児対応型	富士吉田市	病児・病後児対応型フェアワイズ保育園 (富士吉田市上吉田東四丁目8-4)	0555-23-3033	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:30～ 17:30	9	市内0 市外0
病後児対応型	富士吉田市	富士吉田市立第五保育園 病後児保育室「たんぼぼ」 (富士吉田市新屋1236)	0555-23-6346	0歳～ 小学6年生	月～金 8:30～ 16:30	3	市内 2,000 市外 2,500
		富士吉田市立第七保育園 病後児保育室「どんぐり」 (富士吉田市小明見4-9-1)	0555-25-6639	0歳～ 小学6年生	月～土 8:30～ 16:30	3	市内 2,000 市外 2,500
		企業主導型保育所 キッズプラザSMILE SMILE病後児保育 (富士吉田市上吉田三丁目1-68)	090-9632-1427	0歳～ 小学6年生	月～金 8:00～ 17:00	3	0

質問	回答
「保育所」と「幼稚園」の違いはなんですか？	<p>「保育所」は児童福祉法に基づく施設で、保護者が仕事や病気のために家庭で保育することができない等、「保育の必要性」が認められないと利用することができません。</p> <p>「幼稚園」は満3歳～5歳の子どもを対象とした学校教育法に基づく施設で、子どもの年齢が達していれば誰でも利用することができます。</p> <p>また、「認定こども園」は保育と教育の両方の特長を併せ持つ施設です。</p>
認定とはなんですか？	<p>幼児教育・保育の無償化を受けるためには、「教育認定(1号認定)」と「保育認定(2号・3号認定)」のどちらかを受ける必要があります。</p>
保育施設は申し込みれば必ず利用できますか？	<p>ほとんどの施設において4月当初に定員に達するため、年度途中の申込に対して利用調整できる例は多くありません。</p> <p>また、ここ数年は保育認定の申込数が非常に多いため、特に0-2歳児クラスにおいては利用しにくい状況が続いています。</p>
申し込みは先着順ですか？	<p>早く申し込んだ方が優先されるのではなく、保護者の事由等により指数を加算し、施設の状況等を踏まえて指数が高い方から利用調整をします。</p>
申込の結果はいつわかりますか？	<p>次年度の入所に向けた認定事務が集中するために審査および利用調整に時間を要することから、結果は12月末に「支給認定証」および「利用調整結果通知書」の送付にてお知らせする予定です。</p>
希望する施設に利用調整されなかった場合、キャンセル待ちはできますか？	<p>キャンセル待ちはありません。施設を利用している児童の退所や辞退等により、定員に空きが出た場合は、その都度、入所の募集を行います。</p> <p>募集についての詳細は、町HPおよび「すくすく子育て応援！LINE」にてお知らせいたします。</p>
利用希望の施設は3つ書かないといけないですか？	<p>1つでも構いません。ただし、施設の利用状況や申請状況により、必ずしも希望通りに調整できるわけではありませんのでご承知ください。(1つしか記載されていない方で希望の施設に調整できない場合は「入所保留」となります。)</p>
幼稚園と保育所の併願はできますか？	<p>併願可能ですが、実際の利用はどちらかのみとなります。</p>
現在は育児休業中。来年度、復職なので保育所を利用したい。保育の事由はどこに該当しますか？	<p>復職のため、保育所の利用を希望されるということなので、「就労」に該当します。</p>
新2号認定(教育認定の預かり保育)の申請はどのようにすればいいですか？	<p>「子育てのための施設等利用給付」の申請をしていただきます。詳細は子育て支援課保育所担当へお問い合わせください。</p>

質問	回答
就労証明書を記入する際、育児休業を複数回取得していた場合は、全部記載したほうがよいですか？	直近の取得期間のみ記載してください。
就労証明書は決まった様式がありますか？HPからダウンロードできますか？	指定の様式があります。HPにPDF様式とExcel様式を掲載しております。P.9のQRをご参照ください。
保育所を利用し始めたら就労時間を延ばす場合、就労証明書の就労時間はどう記載してもらえばよいですか？	保育所を利用する場合の時間で記載してください。ただし、施設利用開始後、申請いただいた内容と実態が異なる場合、利用を取り消す場合があります。お勤め先としっかり話をして決定してください。
就労証明書の代表者名は本社の代表者でないとダメか。店舗・支店でもよいですか？	店舗や支店の代表者様でも構いません。
就労証明書で間違えてしまった箇所があるが、職場から訂正印は押せないといわれた場合どうすればよいですか？	「二重線で訂正いただく」もしくは「新しいものに記載していただく」かいずれかの対応をお願いします。修正液や修正テープの使用はいただけませんのでご注意ください。(修正液等を使用した場合、再提出となります。)
就労証明書の会社印等の押印は必要ですか？	押印不要です。すでに押印済の場合、そちらを提出いただいても構いません。
フルフレックス・フルリモートの場合、就労証明書の本人就労先事業所はどこを書けばよいですか？	「自宅」と記載してください。また備考に「フルフレックス・フルリモート」と記載してください。
就労証明書は以前取得したもののコピーでもよいですか？	原則、今回の入所申請用に取得してください。ただし、就労証明書が最新の様式であること、申請日の3か月以内に取得していること、就労状況や内容に変更がないことが明らかである場合、コピーでも構いません。また、兄弟がいる場合、最新のものの1部取得ののちコピーでも構いません。
就労状況申告書が1枚しか入っていないです。	就労状況申告書は就労時間が「変則就労」の場合のみ提出が必要です。そのため、お配りした申請書類には1部しか添付しておりません。保護者のいずれもが変則就労の場合、父母それぞれの分を提出いただく必要がございますので、子育て支援課窓口にお越しいただくかHPからダウンロード、もしくはコピーしてお使いください。

質問	回答
就労状況申告書の記入例が父親の名前になっているが、これは父親のものを書けばよいのですか？	就労状況申告書は就労時間が「変則就労」の場合のみ提出が必要です。そのため、母親が変則就労の場合、母親のものを記載してください。
個人事業主の場合の就労を客観的に証明する書類はなにを提出すればよいですか？	どのようなお仕事をされているかにもよりますので、一度、子育て支援課保育所担当までお問合せください。 一例として、営業許可証、会社の登記事項証明書、取引先との帳簿などがあげられます。
富士河口湖町に住宅新築中。それを証明する書類はどんなものですか？	建築会社との工事請負契約書を想定しています。(賃貸の場合は、賃貸契約書)
自営業の場合、給与明細の提出は必要ですか？	自営業や個人事業主の場合、給与明細ではなく、確定申告書・収支内訳書を提出してください。
給与明細の写しは何カ月分を提出すればいいですか？	直近1か月分の提出をお願いします。
現在、育児休業中の場合、給与明細は育児休業に入る前のものを添付すればよいですか？	申請時は育児休業に入る前のものを提出してください。保育施設を利用することとなった場合、復職後、最初の給与明細が出た段階で再度、提出いただくこととなっています。

令和8年度新規入所申請 受付日程

【期間】令和7年10月6日(月)～令和7年10月10日(金)

【時間】 10:00～11:30および13:00～14:00

【会場】 富士河口湖町役場内コンベンションホール
(富士河口湖町船津1700)

【お問い合わせ】富士河口湖町子育て支援課 0555-72-1174

※申請期限を過ぎたものは減点となりますのでご注意ください。

町立保育所見学

【期間】令和7年9月29日(月)・9月30日(火)

【時間】 10:00～11:00

※足和田保育所は29日のみ

※富士ヶ嶺保育所は30日のみとなりますのでご注意ください。

・見学会は申請に際し、施設の様子を知っていただくためのものです。既にご兄弟が通っていて施設の様子をご存知の方についてはご遠慮ください。

・上記時間外の対応はできません。

・事前予約は不要です。

・保育所は子どもたちが集団で生活している場であり、感染症が流行しやすいという特徴があります。当日はお越しになる前に必ず検温をしていただき、体温が37.5℃以上ある場合や体調が優れない場合はご遠慮ください。

・町立保育所以外の施設について見学を希望される場合は、直接、施設へお問い合わせください。